

環 廃 第 533 号  
令和 2 年 12 月 25 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局  
廃棄物リサイクル課長

「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱  
及び要領」の制定に係る県民意見提出手続の実施について

このことについて、下記のとおり県民意見提出手続を実施することとしましたので  
お知らせします。

については、貴会会員への周知をお願いします。

#### 記

- 1 意見募集の対象  
静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱及び要領（案）
- 2 閲覧方法
  - (1) インターネットでの閲覧
    - ・静岡県ホームページ  
[http://www2.pref.shizuoka.jp/ALL/shingi.nsf/seikei\\_itiran](http://www2.pref.shizuoka.jp/ALL/shingi.nsf/seikei_itiran)  
（ホーム→県政情報→行政改革・情報公開→静岡県の情報公開→県民意見提出  
手続）
  - (2) 県窓口での閲覧
    - ・県民サービスセンター（県庁東館 2 階）
    - ・各財務事務所及び西部農林事務所天竜農林局
- 3 意見募集の期間  
令和 2 年 12 月 25 日（金）～令和 3 年 1 月 25 日（月）
- 4 応募方法  
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自  
由）を提出してください。  
なお、いただいた意見の内容について照会する場合がありますので、意見書に  
は氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。

## 5 提出先

### (1) 持参又は郵送の場合

〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9 - 6

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課(県庁西館6階)

### (2) ファクシミリの場合

054-221-3553

### (3) 電子メールの場合

hai@pref. shizuoka. lg. jp

## 6 その他

いただいた意見に対する県の考え方は(類似する意見はまとめた上で)、県のホームページにおいてお示しします。(個別の回答はいたしません。)

担 当 産業廃棄物班  
電 話 054-221-2423